

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2010-519661

(P2010-519661A)

(43) 公表日 平成22年6月3日(2010.6.3)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
G06Q 30/00 (2006.01)	G06F 17/60	31 O E
G06Q 50/00 (2006.01)	G06F 17/60	Z E C
	G06F 17/60	314
	G06F 17/60	324
	G06F 17/60	330

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 16 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願2009-551815 (P2009-551815)	(71) 出願人	509241926 エミグラント・バンク アメリカ合衆国、ニューヨーク州 100 17、ニューヨーク、イースト・フォーティ イーサード・ストリート 6
(86) (22) 出願日	平成20年2月27日 (2008.2.27)	(74) 代理人	100058479 弁理士 鈴江 武彦
(85) 翻訳文提出日	平成21年10月27日 (2009.10.27)	(74) 代理人	100108855 弁理士 蔵田 昌俊
(86) 國際出願番号	PCT/US2008/055099	(74) 代理人	100091351 弁理士 河野 哲
(87) 國際公開番号	W02008/106498	(74) 代理人	100088683 弁理士 中村 誠
(87) 國際公開日	平成20年9月4日 (2008.9.4)	(74) 代理人	100109830 弁理士 福原 淑弘
(31) 優先権主張番号	60/891,810		
(32) 優先日	平成19年2月27日 (2007.2.27)		
(33) 優先権主張國	米国(US)		

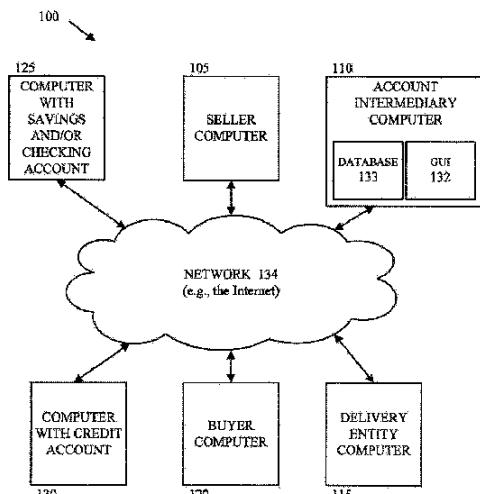
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 購入者と販売者との間の購入を促進させる方法およびシステム

(57) 【要約】

購入者と販売者との間の購入を促進させるコンピュータ化されたシステムおよび/または方法は、コンピュータが購入者からの個人情報を記憶することと;コンピュータが、情報をを利用して、アカウント識別子を購入者に割り当てることと;販売者が購入者の個人情報を取得しないように、購入者が、販売者からの購入に対して、少なくとも1つのアカウント識別子を使用して、支払いをコンピュータが処理できるようにすることと;少なくとも1人の購入者が、少なくとも1つのアカウント識別子を利用して、少なくとも1つの購入を行う場合、コンピュータが、少なくとも1つのアカウント識別子を使用することに対する少なくとも1つの報酬を少なくとも1人の購入者にクレジットすることとを含み、アカウント識別子は、購入者の個人情報を含まない。

【選択図】 図1

FIGURE 1

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

少なくとも 1 つのネットワークを通して、少なくとも 1 人の購入者と少なくとも 1 人の販売者との間の少なくとも 1 つの購入を促進させるコンピュータ化された方法において、

少なくとも 1 つのコンピュータが、前記少なくとも 1 人の購入者からの個人情報を表している信号を記憶することと、

前記少なくとも 1 つのコンピュータが、前記個人情報を利用して、少なくとも 1 つのアカウント識別子を前記少なくとも 1 人の購入者に割り当てることと、

前記少なくとも 1 人の販売者が前記少なくとも 1 人の購入者の前記個人情報を取得しないように、前記少なくとも 1 人の購入者が、前記少なくとも 1 人の販売者からの前記少なくとも 1 つの購入に対して、前記少なくとも 1 つのネットワークを通して、前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を使用して、信号を用いる支払いを処理できるように前記少なくとも 1 つのコンピュータがすることと、

前記少なくとも 1 人の購入者が前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を利用して、前記少なくとも 1 つの購入を行う場合、前記少なくとも 1 つのコンピュータが、前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を使用することに対する少なくとも 1 つの報酬を前記少なくとも 1 人の購入者にクレジットすることとを含み、

前記少なくとも 1 つのアカウント識別子は、前記少なくとも 1 人の購入者の前記個人情報を含まないコンピュータ化された方法。

【請求項 2】

前記少なくとも 1 つのアカウント識別子は、前記少なくとも 1 つのコンピュータによって、少なくとも 1 つの普通預金アカウントおよび / または少なくとも 1 つの当座預金アカウントと関連付けられる請求項 1 記載の方法。

【請求項 3】

前記少なくとも 1 つのアカウント識別子は、前記少なくとも 1 つのコンピュータによって、少なくとも 1 つのクレジットアカウントと関連付けられる請求項 1 記載の方法。

【請求項 4】

前記少なくとも 1 つのクレジットアカウントは、少なくとも 1 つのラインオブクレジットおよび / または少なくとも 1 つのクレジットカードである請求項 3 記載の方法。

【請求項 5】

前記少なくとも 1 人の購入者がクレジットを利用して前記少なくとも 1 つの購入を行う場合、現金を利用することに対する少なくとも 1 つの報酬とは異なる少なくとも 1 つの報酬が、前記少なくとも 1 つのコンピュータによってクレジットされる請求項 1 記載の方法。

【請求項 6】

前記少なくとも 1 つのコンピュータが、少なくとも 1 つの配送エンティティに対して、前記少なくとも 1 人の購入者の前記個人情報を購入情報と関連付ける情報を送る、および / または、利用可能にすることと、

前記少なくとも 1 つのコンピュータが、前記少なくとも 1 つの配送エンティティに対して、何らかの購入されたアイテムおよび / または関連文書を送る、および / または、利用可能にすることと、前記少なくとも 1 人の販売者に要求することと、

前記購入情報を前記少なくとも 1 人の購入者の前記個人情報と照合して、何らかの購入されたアイテムおよび / または関連文書を配送および / または利用可能にするために要求される個人情報を取得することによって、前記少なくとも 1 人の購入者に対して、何らかの購入されたアイテムおよび / または関連文書を配送および / または利用可能にすることと、前記少なくとも 1 つのコンピュータが前記少なくとも 1 つの配送エンティティに要求することをさらに含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 7】

前記少なくとも 1 つの報酬は、前記少なくとも 1 つの購入に対するディスカウントである請求項 1 記載の方法。

10

20

30

40

50

【請求項 8】

前記少なくとも1つのコンピュータが、前記少なくとも1つの購入の確認を受け取ることと、

前記少なくとも1つのコンピュータが、前記少なくとも1人の購入者に対して、前記確認を転送および／または利用可能にすることをさらに含む請求項1記載の方法。

【請求項 9】

前記少なくとも1人の購入者は、前記個人情報を提供するように前記少なくとも1つのコンピュータによって一度だけ要求されるが、前記少なくとも1つのアカウント識別子を複数回利用することが許容される請求項1記載の方法。

【請求項 10】

前記個人情報は、

名前情報、

アドレス情報、

eメールアドレス情報、

電話番号情報、または、

金融情報、または、

これらのものを任意に組み合わせたものを含む請求項1記載の方法。

10

【請求項 11】

前記少なくとも1つのアカウント識別子に関するパスワード情報を入力するように、前記少なくとも1人の購入者に要求することをさらに含む請求項1記載の方法。

20

【請求項 12】

少なくとも1つのネットワークを通して、少なくとも1人の購入者と少なくとも1人の販売者との間の少なくとも1つの購入を促進させるコンピュータ化されたシステムにおいて、

前記少なくとも1人の購入者からの個人情報を表している信号を記憶することと、

前記個人情報をを利用して、少なくとも1つのアカウント識別子を前記少なくとも1人の購入者に割り当てることと、

前記少なくとも1人の販売者が前記少なくとも1人の購入者の前記個人情報を取得しないように、少なくとも1人の購入者が、前記少なくとも1人の販売者からの前記少なくとも1つの購入に対して、前記少なくとも1つのネットワークを通して、前記少なくとも1つのアカウント識別子を使用して、信号を用いる支払いを処理することと、

30

前記少なくとも1人の購入者が前記少なくとも1つのアカウント識別子を利用して前記少なくとも1つの購入を行う場合、前記少なくとも1つのアカウント識別子を使用することに対する少なくとも1つの報酬を前記少なくとも1人の購入者にクレジットすることとのために構成されている少なくとも1つのアプリケーションを備えている少なくとも1つのコンピュータを具備し、

前記少なくとも1つのアカウント識別子は、前記少なくとも1人の購入者の前記個人情報を含まないコンピュータ化されたシステム。

【請求項 13】

前記少なくとも1つのアカウント識別子は、少なくとも1つの普通預金アカウントおよび／または少なくとも1つの当座預金アカウントと関連付けられる請求項12記載のシステム。

40

【請求項 14】

前記少なくとも1つのアカウント識別子は、少なくとも1つのクレジットアカウントに関連付けられる請求項12記載のシステム。

【請求項 15】

前記少なくとも1つのクレジットアカウントは、少なくとも1つのラインオブクレジットおよび／または少なくとも1つのクレジットカードである請求項14記載のシステム。

【請求項 16】

前記少なくとも1人の購入者がクレジットを利用して、前記少なくとも1つの購入を行

50

う場合に、現金を利用することに対する少なくとも1つの報酬とは異なる少なくとも1つの報酬がクレジットされる請求項12記載のシステム。

【請求項17】

前記少なくとも1つのアプリケーションは、
少なくとも1つの配送エンティティに対して、前記少なくとも1人の購入者の個人情報を購入情報と関連付ける情報を送る、および／または、利用可能にすることと、

前記少なくとも1つの配送エンティティに対して、何らかの購入されたアイテムおよび／または関連文書を送る、および／または、利用可能にるように、前記少なくとも1人の販売者に要求すること、

前記購入情報を前記少なくとも1人の購入者の前記個人情報と照合して、何らかの購入されたアイテムおよび／または関連文書を配送および／または利用可能にするために要求される個人情報を取得することによって、前記少なくとも1人の購入者に対して、何らかの購入されたアイテムおよび／または関連文書を配送および／または利用可能にるように、前記少なくとも1つの配送エンティティに要求することとのために構成されている請求項12記載のシステム。 10

【請求項18】

前記少なくとも1つの報酬は、前記購入に対するディスカウントである請求項12記載のシステム。

【請求項19】

前記少なくとも1つのアプリケーションは、
前記少なくとも1つの購入の確認を受け取ることと、
前記少なくとも1人の購入者に対して、前記確認を転送および／または利用可能にすることのために構成されている請求項12記載のシステム。 20

【請求項20】

前記少なくとも1人の購入者は、前記個人情報を提供するように一度だけ要求されるが、前記少なくとも1つのアカウント識別子を複数回利用することが許容される請求項12記載のシステム。

【請求項21】

前記個人情報は、
名前情報、
アドレス情報、
eメールアドレス情報、
電話番号情報、または、
金融情報、または、
これらのものを任意に組み合わせたものを含む請求項12記載のシステム。 30

【請求項22】

前記少なくとも1つのアプリケーションは、前記少なくとも1つのアカウント識別子に関係するパスワード情報を入力するように、前記少なくとも1人の購入者に要求することとのためにも構成されている請求項12記載のシステム。

【請求項23】

前記少なくとも1つのコンピュータは、前記少なくとも1つの購入に対して、前記少なくとも1人の購入者が現金またはクレジットを使用することを選択することを可能にすることをさらに含む請求項1記載の方法。 40

【請求項24】

前記少なくとも1つのアプリケーションは、前記少なくとも1つの購入に対して、前記少なくとも1人の購入者が現金またはクレジットを選択することを可能にすることのためにさらに構成されている請求項12記載のシステム。

【請求項25】

前記購入情報は、前記少なくとも1つのアカウント識別子を含む請求項6記載の方法。

【請求項26】

50

前記購入情報は、前記少なくとも1つのアカウント識別子を含む請求項17記載のシステム。

【請求項27】

少なくとも1つの購入物および／または何らかの関連文書が、前記少なくとも1人の販売者から前記少なくとも1人の購入者に対して直接的に利用可能にされる請求項1記載の方法。

【請求項28】

少なくとも1つの購入物および／または何らかの関連文書が、前記少なくとも1人の販売者から前記少なくとも1人の購入者に対して直接的に利用可能にされる請求項12記載のシステム。

10

【請求項29】

前記少なくとも1人の購入者は、前記少なくとも1人の販売者に個人情報を提供することを選択することができる請求項1記載の方法。

【請求項30】

前記少なくとも1人の購入者は、前記少なくとも1人の販売者に個人情報を提供することを選択することができる請求項12記載のシステム。

【請求項31】

前記少なくとも1人の購入者は、前記少なくとも1つのアカウント識別子を使用し、少なくとも第1の通信チャネルを用いて、前記少なくとも1人の販売者から前記少なくとも1つの購入を行い、

20

前記少なくとも1つの購入に対する少なくとも1人の購入者からの認証が、少なくとも第2の通信チャネルを用いて要求される請求項1記載の方法。

【請求項32】

前記少なくとも1つのアプリケーションは、

少なくとも第1の通信チャネルを用いて、前記少なくとも1人の販売者から前記少なくとも1つの購入を行うように、前記少なくとも1つのアカウント識別子を使用する前記少なくとも1人の購入者に促すことと、

少なくとも第2の通信チャネルを用いて、前記少なくとも1つの購入に対する前記少なくとも1つの購入者からの認証を要求することとのためにも構成されている請求項12記載のシステム。

30

【請求項33】

少なくとも1人の販売者のウェブサイト上の既存の支払い方法が、前記少なくとも1つのアカウント識別子を受け入れるために使用される請求項1記載の方法。

【請求項34】

少なくとも1人の販売者のウェブサイト上の既存の支払い方法が、前記少なくとも1つのアカウント識別子を受け入れるために使用される請求項12記載のシステム。

【発明の詳細な説明】

【関連出願の相互参照】

【0001】

本出願は、“購入者と販売者との間の購入を促進させる方法およびシステム”と題する2007年2月27日に出願された米国仮出願第60/891,810号に対する利益を主張し、この出願は、参照によりここに明確に組み込まれている。

40

【図面の簡単な説明】

【0002】

【図1】図1は、本発明の1つの実施形態にしたがった、購入者と販売者との間のオンライン購入を促進させるためのコンピュータ化されたシステムを図示している。

【図2】図2は、本発明の1つの実施形態にしたがった、購入者と販売者との間のオンライン購入を促進させるコンピュータ化された方法を図示している。

【図3】図3は、本発明の1つの実施形態にしたがった、購入者と販売者との間のオンライン購入を促進させるコンピュータ化された方法を図示している。

50

【図4】図4は、本発明の1つの実施形態にしたがった、中間者に提供される購入者情報とともに、中間者によって購入者と販売者とに供給されるエリヤス情報を図示している。

【本発明の実施形態の詳細な説明】

【0003】

図1は、本発明の1つの実施形態にしたがった、購入者と販売者との間のオンライン購入を促進させるためのコンピュータ化されたシステム100を図示している。（以下で詳細に説明するように）購入者、販売者、および中間者は、それぞれ、コンピュータ105、120、110を使用して、互いに通信することができるとともに、購入者、販売者、および／または中間者は、直接、通信することもできる（例えば、購入者は、直接、アカウントを中間者にセットアップすることができる；購入者は、直接、販売者から購入することができる；販売者は、直接、中間者と通信することができる）ことに留意されたい。さらに、この文書中で使用される「コンピュータ」という用語は、コンピュータ能力を備えた任意のタイプのデバイス（例えば、PC、電話機、移動体デバイス、PDA、GPS、コンピュータ、サーバ、プロセッサ、少なくとも1つのコンピュータ等を利用しているコンピュータシステム等）を意味し得ることに留意されたい。図1を参照すると、購入者は、アカウントを中間者にセットアップすることができる。1つの実施形態では、購入者は、アカウントをセットアップし、中間者と通信するために、クライアントコンピュータのような購入者のコンピュータ120を利用することができる。1つの実施形態では、中間者は、サーバコンピュータのような中間者のコンピュータ110を利用することができる、中間者のコンピュータ110は、ネットワーク134を通して、購入者のコンピュータ120および／または販売者のコンピュータ105によってアクセスすることができる。また、いくつかの実施形態では、クライアントコンピュータのような販売者のコンピュータ105は、販売者によって使用され、ネットワーク134を通して中間者のコンピュータ110と通信することができる（購入者のコンピュータ120および販売者のコンピュータ105は、サーバとして機能することができる中間者のコンピュータ110に対してクライアントコンピュータの関係を持ち、他のコンピュータとの他の関係では、購入者のコンピュータ120および販売者のコンピュータ105は、サーバコンピュータであってもよいことに留意されたい）。しかしながら、1つの実施形態では、販売者のコンピュータ105が、ネットワーク134を通して、中間者のコンピュータ110と通信する必要はない。例えば、中間者が、そのアカウント識別子を処理するクレジットカード会社と関係がある場合、中間者が存在することまたは使用されていることを、販売者は把握されなくてよい。購入者および／または販売者が、ユーザフレンドリーなやり方で、情報（例えば、アカウント情報、個人情報、エリヤス情報）を中間者のコンピュータ110と交換することを可能にするGUI132（グラフィカルユーザインターフェーススクリーン）を、中間者のコンピュータ110は備えていてもよい。また、中間者のコンピュータ110は、情報（例えば、アカウント情報、個人情報、エリヤス情報）を記憶できるデータベース133を備えていてもよい。中間者のコンピュータ110は、現金アカウント（例えば、普通預金および／または当座預金アカウント）ならびに／あるいはクレジットアカウント（例えば、ラインオブクレジット、クレジットカード）、あるいは他の何らかのアカウントにリンクされてもよい。リンク付けは、中間者のデータベース133中に記憶されるアカウント情報を（例えば、電話機を通して、コンピュータによって）購買者が中間者に提供することによって実行することができる。また、リンク付けは、中間者のコンピュータ110が、実際に、普通預金アカウントおよび／または当座預金アカウントに関するコンピュータ125ならびに／あるいはクレジットアカウントに関するコンピュータ130に電子的にリンクされることによっても実行することができる。1つの実施形態では、購入者が、この電子リンク付けに対する認証を提供することができる。1つの実施形態では、中間者のコンピュータ110は、購入者が使用可能なアカウント識別子を、購入者に割り当てることができる。1つの実施形態では、アカウント識別子は、既存の識別子（例えば、クレジットカード番号、デビットカード番号）であってもよい。1つの実施形態では、アカウント識別子には、購入者の個人情報は含まれない。したがって、アカウント

10

20

30

40

50

ト識別子を取得する他の何らかのエンティティまたは販売者に対して、アカウント識別子は、アカウント識別子に関係付けられている購入者の個人識別についての情報（例えば、名前、アドレス、電話）を何も提供しない。購入者がアイテムまたはサービスを購入することを望んだときに、購入者は、購入者のコンピュータ120およびネットワーク134を通して、販売者のコンピュータ105上の販売者のウェブサイトにアクセスし、中間者に関する支払オプション（例えば、中間者のコンピュータ110の中間者のウェブサイトへのリンク、または、クレジットカード情報のような支払情報を入力するために使用される販売者のウェブサイト上のフィールド）を選択することができる。1つの実施形態では、既存の識別子（例えば、クレジットカード番号、デビットカード番号、銀行アカウント番号）が、アカウント識別子として使用され、かつ既存の識別子が中間者に関する場合、購入者は、アカウント識別子を提供することだけが必要であり、購入者の名前を提供する必要はないことに留意すべきである。別の実施形態では、既存の識別子は、購入者の名前の代わりに、（以下に、図4についてより詳細に説明する）エリヤス名前に提供することができるので、販売者のコンピュータ105上の販売者のウェブサイトは、販売者のウェブサイトの既存の支払プロセスを使用する（ここでは、購入者が、一般的に、取引をトリガするために、名前と、クレジットカード情報、デビットカード情報、または他のアカウント情報を入力する）ことができる。1つの実施形態では、中間者は、クレジットカード会社と関係を持つことが可能があるので、販売者が、中間者のシステムに適応させるために、販売者のコンピュータ105上のそのウェブサイト上で新しいメカニズムをセットアップする必要はない。このケースでは、購買者は、販売者がクレジットカード情報を受け入れるために使用する方法で、中間者によって購買者に提供されたアカウント識別子とエリヤス名前とを入力することができる。例えば、中間者がVisaと関係がある場合、購入者は、アカウント識別子を入力し、（必要とされた、または、要求された場合）アカウントはVisaアカウントであると示すことができる。販売者は、アカウント識別子とともに購入要求をVisaに送ることができる。そして、Visaは、アカウント識別子を受け取り、アカウント識別子は中間アカウント識別子であると決定し、（購入を実行することを認証した場合）購入要求を承認する、または、支払承認のために中間者にコンタクトする、のいずれかを行う。さらに、別の実施形態では、既存の支払メカニズムが名前のエントリを要求しないように、販売者のコンピュータ105上の販売者のウェブサイトを修正することができる。

【0004】

購入者は、購入者のコンピュータ120を通して、販売者のコンピュータ105上の販売者のウェブサイト上で、購入者が購入したいアイテムおよび／またはサービスを選択し、支払情報については、アカウント識別子を利用することができます。このように、いくつかの実施形態では、販売者は、購入者の個人情報を取得しない。しかしながら、オプション的な実施形態では、購入者は、個人情報を販売者に対して開示することを選択できることに留意されたい。例えば、購入者が、マーリングリストの目的のために、購入者の情報（例えば、名前、アドレス）を持つことを特定の販売者に対して望む場合、購入者は、購入者自身で、または、中間者を用いるかのいずれかで、何らかの個人情報を販売者に提供することができる。

【0005】

図4は、1つの実施形態にしたがって、購入者に対してどのようなエリヤス情報をセットアップできるかを図示している。購入者は、購入者のプライベート信用証明書に関するエリヤスの名、中間名、および／または姓を作成することができる。1つの実施形態において、購入者が購入者の個人情報を把握することを中間者に対して望まない場合、プロキシ中間者は、エリヤス情報をセットアップすることができ、また、そのエリヤスは中間者によって使用することができる。別の実施形態では、中間者には、購入者の実際の法律上の名前および／または他の個人情報が提供され、中間者のコンピュータ110は、それぞれのカスタマに対して一意的なプロキシ名前を発生させることができる。さらに、中間者は、クリアリングハウスのアドレスや、一意的なカスタマ識別子や、プロキシの電話番

10

20

30

40

50

号およびeメールアドレスを使用することができる。図4は、中間者のコンピュータ110に提供されることがある購入者情報405とともに、中間者のコンピュータ110によって販売者に供給されるエリヤス情報410を図示している。それぞれのオンライン取引に対して、中間者のコンピュータ110は、販売者のコンピュータ105上の販売者のウェブサイトにおいて購入者によって入力されるプロキシ名前や、アドレスや、アカウント識別子（例えば、クレジットカード情報、デビットカード情報、アカウント情報）を、中間者（ならびに／あるいは、中間者の外注委託者またはパートナー）のコンピュータ110によって制御されている安全なデータベース中に記憶されている購入者の正しい個人情報および支払情報と関連付けることができる。（図3について）以下で説明するように、販売者によって物質的商品が発送されたとき、物質的商品は、中間者のクリアリングハウスのアドレスに届き、再びラベルが付けられて購入者の実際のアドレスに転送される。さらに、販売者が購入者に電話をかける、または、eメールを送るとき、販売者は、購入者のエリヤス情報を使用することができ、そして、通話およびeメールは、中間者に送られ、購入者に転送される。このように、個人情報を遮蔽することにより、物質的商品を購入するときや、インターネットサービスに入会するときや、プロダクトを登録するとき、購入者識別子は秘密を保つことができる。さらに、購入者が、購入者の個人および／またはコンタクト情報を変更するために行く必要がある場所（すなわち、中間者）を1つだけ持つことによって、購入者は利益を得ることができる。購入者が引っ越したとき、電話やeメールを変更したとき、および／または自身の支払方法を修正したときであっても、購入者のエリヤスはそのままでもよい。

10

20

30

40

【0006】

1つの実施形態では、一度、アカウント識別子をセットアップしたエンティティおよび／または中間者のコンピュータ110が、販売者の要求を受け取って購入者の購入を処理すると、アカウント識別子をセットアップしたエンティティおよび／または中間者のコンピュータ110は、購入に対する認証を要求する購入者に送られる、認証伝達を送ることができる。この認証伝達は、購入者のコンピュータ120および／または移動体デバイス（例えば、セル電話機、ブラックベリー（登録商標）、PDA、GPSシステム等）に対する書かれた、音声または他のメッセージの形態であってもよい。この認証伝達は、すでに、購入者の、正確でかつ一意的なコンタクト情報に基づいているとして、すでに決定されていることから（コンタクト情報は購入者のアカウントをセットアップするために使用されていることから）、認証伝達は、購入者の同一性も認証することできる。購入者が、（購入者、販売者、および／または中間者の好みにしたがって、予め設定したり変更したりすることができる）要求された最大の待ち期間内に認証伝達に対して返答しない場合、または、認証伝達を否認した場合、中間者のコンピュータ110は、アカウント識別子をセットアップしたエンティティ（例えば、クレジットカード会社）および／または販売者に向けて、拒否されたメッセージを送らせることができる。認証伝達に記述された購入を購入者が承認した場合、中間者のコンピュータ110は、アカウント識別子をセットアップしたエンティティおよび／または（例えば、クレジットカード会社）販売者に向けて、承認メッセージを送らせて、取引が完了される。

50

【0007】

1つの実施形態では、アカウント識別子をセットアップしたエンティティ（例えば、クレジットカード会社）および／または中間者が、（例えば、アカウントに十分なお金がない、アカウントにおけるクレジットが不十分である、アカウントをホールドといった）他の理由で、購入を処理することを拒否した場合、認証伝達を購入者に送らずに、他の拒否メッセージを販売者に送ることが可能である。

50

【0008】

（購入者を認証することもできる）認証伝達は、既存のアカウント識別子をセットアップしたエンティティおよび／または中間者のコンピュータ110にアカウント識別子を送るために使用される通信チャネルとは別個の通信チャネルをたどることができることに留意されたい。したがって、例えば、購入を認証するために購入者のコンピュータ120に

送られる e メールは、販売者の通常の支払方法を用いて、販売者からクレジットカード会社（さらには、中間者のコンピュータ 110）にクレジットカード番号を送るために使用される通信チャネルとは異なる通信チャネルを使用して送ることができる。別の例として、購入を認証するために購入者のセル電話機に送られる音声メールまたはテキストメッセージは、販売者のウェブサイト上の特別なリンクを使用して、アカウント識別子を中間者のコンピュータ 110 に送るために使用される通信チャネルとは異なる通信チャネルを使用して送ることができる。このプロセスは、購入 / 販売プロセスの安全性を向上させることを助長する。プロセスを浸透させるために、当業者は、アカウント識別子（例えば、クレジットカード番号、アカウント識別子）と、購入者の e メールまたはセル電話機のアドレスおよび e メールとの双方を取得する必要がある。さらに、1 つの実施形態では、購入者が、一度、認証伝達を受け取ると、購入を認証するために、購入者は、購入者のコンピュータ 120 を使用してログインし、パスワードを提供することが要求されるだろう。さらに、別の実施形態では、認証伝達は、購入者を表す偽名に対して処理することができる。この偽名によって、購入者の安全性および秘密性の双方が向上する。さらなる実施形態では、認証伝達は、デジタル的にサインされ、暗号化することができる。

10

【0009】

さらなる実施形態では、購入を促進させるために、中間者を使用することに対する報酬（例えば、報酬プログラムにおけるポイント、購入に対する現金ディスカウント）を、中間者は購入者に提示することができる。さらに、いくつかの実施形態では、中間者は、特定の異なる支払のタイプ（例えば、現金、ラインオブクレジット、クレジットカード）を使用することに対する付加的な報酬または異なる報酬を購入者に提示することができる。例えば、クレジットアカウントに関連するアカウント識別子を使用して、1 パーセントの現金ディスカウントを購入者に提示することができる；当座預金アカウントに関連するアカウント識別子を使用して、2 パーセントの現金ディスカウントを購入者に提示することができる；普通預金アカウントに関連するアカウント識別子を使用して、3 パーセントの現金ディスカウントを購入者に提示することができる。任意のタイプの報酬または報酬プログラムを利用できることに留意されたい。

20

【0010】

一度、購入者が購入を完了すると、中間者および販売者は、購入情報を交換することができる。例えば、1 つの実施形態では、中間者のコンピュータ 110 は、購入情報（例えば、受取情報、注文確認、注文番号、購入に関する詳細）を販売者に対して送るおよび / または利用可能にすることができる。別の実施形態では、販売者が、中間者に対して、購入情報を送るおよび / または利用可能にすることができる。購入情報は、e メールによって送られるか、または、他の何らかの方法で利用可能にする（例えば、購入情報を含むプログラムにエンティティがアクセスできるようにする）ことができる。1 つの実施形態では、購入情報はアカウント識別子を含むことができる。先に説明したように、（例えば、購入の確認のような）購入情報は、購入者の個人情報を開示しないように、販売者から購入者に対して送られ、または、利用可能にすることができる。これによって、購入者の個人情報を販売者に提供する必要もなく、購入者は、受取情報または購入に関する他の情報を持つことができる。例えば、e メール確認は、中間者のコンピュータ 110 から購入者のコンピュータ 120 に送ることができる。別の実施形態では、購入情報は、（例えば、販売者から）中間者に対して、送られ、または、利用可能にされ、再パッケージ化されて購入者に送られる。代替的に、購入物および / または関連購入情報は、（例えば、販売者のコンピュータ 105 における販売者のウェブサイト上に現れるウェブページ受け取りにより、販売者のウェブサイトから直接的に情報をダウンロードすることにより、販売者から購入者に直接的にアイテムを送ることにより、販売者のコンピュータ 105 から購入者のコンピュータ 120 に直接的に情報を e メール送ることにより）販売者によって、購入者に対して利用可能にされる。

30

【0011】

別のオプション的な実施形態では、アイテムの配送が要求された場合、販売者は、配

40

50

エンティティの、クライアントコンピュータのような配送エンティティコンピュータ 115 に購入情報を送ることができる。配送エンティティは、購入情報を、購入者の個人情報と照合し、購入物を購入者に送ることができる。配送エンティティは、中間者から購入情報および個人情報を受け取ることができる。このように、1つの実施形態では、例えば、販売者は、中間者および配送エンティティに対してアカウント識別子を含む購入情報を送ることができる。そして、中間者は、何らかの個人情報（例えば、名前、アドレス）およびアカウント識別子を配送エンティティに送ることができる。そして、配送エンティティは、アカウント識別子、購入情報、および個人情報を照合し、購入者に対して、購入物および／または何らかの関連文書を、配送する、および／または、利用可能にする。1つの実施形態では、配送エンティティ（例えば、FedEx、DHL、UPS）には、その配送センターにおける現場において中間クリアリングハウス設備を持っていることに留意されたい。クリアリングハウス設備は、別個にバインドされた購入者向けのパッケージを選別機によってピックアップし、これらを再ラベル付けして、再び、これらを選別機に戻し入れて、配送エンティティの流通の流れに再び入れる。別の例では、販売者は、（例えば、中間者のコンピュータ 110 を使用している）中間者と、（例えば、配送エンティティのコンピュータ 115 を使用している）配送エンティティとに対して、（アカウント識別子ではない）確認番号を含む購入情報を（例えば、販売者のコンピュータ 105 を使用して）送るまたは利用可能にすることができる。その後、（例えば、中間者のコンピュータ 110 を使用している）中間者は、（例えば、配送エンティティのコンピュータ 115 を使用している）配送エンティティに対して、何らかの個人情報と確認番号とを送る、または、利用可能にすることができる。そして、（例えば、配送エンティティのコンピュータ 120 を使用している）配送エンティティが、確認番号を個人情報と照合し、購入者に対して、購入物および／または何らかの関連文書を配送および／または利用可能にすることができる。配送エンティティに送られる個人情報は、購入者の個人情報のすべてを含んでいる必要はなく、最低限の個人情報（例えば、アドレス、eメールアドレス）のみを含んでいればよい。1つの実施形態では、購入者が、購入者の追跡情報にアクセスする許可を中間者に許可できることによって、この情報を購入者に中間者が転送することができることに留意されたい。

【0012】

図 2 は、本発明の1つの実施形態にしたがった、購入者と販売者との間のオンライン購入を促進させるための、アカウントを作成する方法 200 を図示している。205において、購入者が、アカウントの申し込みを中間者にすると、中間アカウント識別子を受け取る。1つの実施形態では、中間アカウント識別子には、購入者の個人情報（例えば、アドレス情報、電話情報、名前、金融情報）は含まれている必要はない。オプション 210 において、中間アカウントが、購入者の普通預金アカウント、当座預金アカウント、ラインオブクレジット、クレジットカード、および／または他の何らかのタイプのアカウントとリンクされる。

【0013】

図 3 は、本発明の1つの実施形態にしたがった、購入者と販売者との間のオンライン購入を促進させる方法 300 を図示している。211において、1つの実施形態では、購入者は、（例えば、販売者のコンピュータ 105 における販売者のウェブサイト上で、販売者のコンピュータ 105 を使用しているストアで）販売者から購入することを決定し、興味のあるアイテムおよび／またはサービスを選択する。215において、支払情報を提供するために、中間者のコンピュータ 110 がアクセスされる（例えば、販売者のコンピュータ 105 における販売者のウェブサイト上の中間者のアイコンを選択することによって、中間者のコンピュータ 110 における中間者のウェブページに購入者 120 にアクセスされる、または、販売者のコンピュータ 105 における販売者のウェブサイト上にインストールされたソフトウェア中に、購入者のアカウント識別子を購入者に入力させる）。1つの実施形態では、（例えば、クレジットカードまたは PAYPAL に対する）販売者の現在の支払ソフトウェアが利用できることに留意されたい。このケースでは、クレジット

10

20

20

30

40

50

カード会社またはP A Y P A Lが情報を受け取り、（例えば、中間者のコンピュータ110における）中間者にその情報を支払承認のために転送することができることから、中間者がアクセスを取得する。1つの実施形態では、購入者からのパスワード情報は、ここで、または、プロセスにおける他の何らかの時点で入力することができる。

【0014】

220において、購入者が現金またはクレジットで支払うかどうかが決定される。購入者がクレジットで支払うことを望んだ場合、225において、（例えば、コンピュータ130を使用して）ラインオブクレジット、クレジットカード、および／または他のタイプのクレジットアカウントを購入に対して利用することができる。1つの実施形態では、ラインオブクレジット、クレジットカード、および／または他のタイプのクレジットアカウントを管理するエンティティが、（例えば、アカウントが良好な状態で、アカウントに十分な資金があることを示している）購入に対する認証を提供することに留意されたい。アカウント識別子を使用してクレジット購入を行うことに対するオプション的な報酬を提供できる。購入者が現金で支払うことを望む場合、230において、購入者の普通預金アカウント、当座預金アカウント、および／または他の何らかの現金アカウントが（例えば、コンピュータ125を使用して）デビットされ、アカウント識別子を使用して、現金で、購入および／または支払うことに対するオプション的な報酬が提供される。1つの実施形態では、普通預金アカウント、当座預金アカウント、および／または、他の現金アカウントを管理するエンティティは、購入に対する（例えば、アカウントが良好な状態で、アカウントに十分な資金があることを示している）認証を提供することができることに留意されたい。中間者は、報酬を提供することによって、ある行動を促進させることができることに留意されたい。例えば、クレジットカードは、クレジットカードを使用する利便性に対して、アイテムまたはサービスのある割合を販売者に課金する。多くの場合、この額は3パーセントである。したがって、購入者が取引に対して現金を使用した場合、中間者は、購入者に報酬を提供し、さらに、販売者に対して、クレジットカード会社と同じ、または、クレジットカード会社より少ない課金をすることができる。さらに、中間者は、ラインオブクレジットまたはクレジットカードのようなクレジットオプションを販売者に提供し、さらに、報酬を購入者に提供し、またさらに、販売者に対して、クレジットカード会社と同じ、または、クレジットカード会社より少ない課金をすることができる。オプション的な231では、図1を参照して先に記述したように、（例えば、中間者のコンピュータ110を使用している）中間者は、（例えば、購入者のコンピュータ120を使用している）購入者に認証伝達を送り、購入者が購入を承認するかどうか決定することができる。（例えば、購入者のコンピュータ120を使用している）購入者が購入を認証した場合、プロセスは235に進む。購入者が購入を認証しなかった場合、プロセスは終了する。いくつかの実施形態では、購入者が購入を認証しない場合、（例えば、販売者のコンピュータ105における）販売者105に購入を拒否するメッセージを送ることに留意されたい。

【0015】

235において、販売者は、中間者から承認を受け取る（例えば、中間者のコンピュータ110が、販売者のコンピュータ105に承認を転送することができる）。1つの実施形態では、販売者は購入者の個人情報を受け取らないことから、販売者は、購入者の買い物を追跡することもできなければ、販売者自身のマーケティング目的に使用できる、または、他者に販売できる購入者についての何らかの個人情報を取得することもできないことに留意されたい。したがって、アイテムまたはサービスを購入することによって、購入者は、自身の識別またはプライバシーを危険にさらさすこともなく、アイテムまたはサービスを購入した結果、さらなるマガジン、レターを受け取ることもなく、他のメーリングリスト（例えば、eメーリングリスト、正規メーリングリスト）に載せられることもない。さらに、購入者の個人情報はインターネット中を移動しないので、購入者が、識別盗用問題を抱える可能性は少ない（しかしながら、1つの実施形態では、購入者は、購入者自身で、または、中間者を用いるかのいずれかで、販売者に対して個人情報を提供することを選

10

20

30

40

50

択できることに留意されたい。例えば、購入者は、販売者のメーリングリスト上に載せることを望むかもしれないし、この目的のために情報を提供することを望むかもしれない)。1つの実施形態では、購入者は、購入者の情報を中間者に提供するように一度だけ要求されるが、購入者は、アカウント識別子を複数回使用することができることに留意されたい。さらに、1つの実施形態では、アカウント識別子は(広く受け入れ可能な)クレジットカード番号ではないので、アカウント識別子は、認識、利用、危険にさらされ、または悪用されにくい。1つの実施形態では、アカウント識別子は、中間者と取引を行うための技術(例えば、ユーザのアカウント識別子および支払情報を取り扱って記憶できるウェブプラウザプラグインである電子ウォレットにリンクする能力)を備えた販売者ウェブサイトを通してのみ使用することができる。

10

【0016】

240において、購入者が配送エンティティを要求するか否かが決定される。はいである場合、配送エンティティを利用することができます。245では、販売者は、(例えば、配送エンティティのコンピュータ115における)配送エンティティに対して、購入物および/または関連購入情報(例えば、販売者のコンピュータ105からの確認eメール)を送る、または、利用可能にすることができる。1つの実施形態では、購入物および/または関連購入情報は、販売者から購入者に直接的に提供することができる(例えば、販売者のコンピュータ105における販売者のウェブサイト上で受け取りを購入者がレビューできる、販売者のコンピュータ105における販売者のウェブサイトからソフトウェアおよび/または情報を購入者がダウンロードすることができる)ことに留意されたい。1つの実施形態では、購入情報には、購入者を識別する個人情報は必要ない。実際、販売者は、何らかの個人情報に対するアクセスをまったく持たなくともよい。250では、(例えば、配送エンティティのコンピュータ115を使用している)配送エンティティは、注文情報を使用して、購入情報を購入者の個人情報と照合し、(例えば、購入者のコンピュータ120)における購入者に対して、購入物および/または何らかの関連文書を送るおよび/または利用可能にすることができる。(例えば、配送エンティティのコンピュータ115を使用している)配送エンティティは、(例えば、中間者のコンピュータ110によって送られた)購入情報および個人情報を中間者から受け取ることができる。したがって、例えば、1つの実施形態において、(例えば、販売者のコンピュータ105を使用している)販売者は、(例えば、中間者のコンピュータ115における)中間者に対して、アカウント識別子を含んでいる購入情報を送るまたは利用可能にすることができる。1つの実施形態では、購入情報は、(例えば、中間者のコンピュータ110における)中間者にも送ることができる。1つの実施形態では、(例えば、中間者のコンピュータ110を使用している)中間者は、(例えば、配送エンティティのコンピュータ115における)配送エンティティに対して、何らかの個人情報(例えば、名前、アドレス)と、アカウント識別子とを送るまたは利用可能にすることができる。そして、(例えば、配送エンティティのコンピュータ115を使用している)配送エンティティは、アカウント識別子を個人情報と照合して、(例えば、購入者のコンピュータ120における)購入者に対して、購入物および/または何らかの関連文書を配送および/または利用可能にすることができる。別の例では、(例えば、販売者のコンピュータ105を使用している)販売者は、(例えば、配送エンティティのコンピュータ115における)配送エンティティに対して、(アカウント識別子でないが)確認番号を含む購入情報を送るまたは利用可能にする。1つの実施形態では、購入情報は、(例えば、中間者のコンピュータ110における)中間者にも送ることができる。(例えば、中間者のコンピュータ110を使用している)中間者は、(例えば、配送エンティティのコンピュータ115における)配送エンティティに対して、何らかの個人情報および確認番号を送るまたは利用可能にすることができる。(例えば、配送エンティティのコンピュータ115を使用している)配送エンティティは、確認番号を個人情報と照合して、(例えば、購入者のコンピュータ120における)購入者に対して、購入物および/または何らかの関連文書を配送または利用可能にすることができる。配送エンティティに対して送られた、または、配送エンティティに対して利用可能

20

30

40

50

にされた個人情報には、購入者の個人情報のすべてが含まれている必要はなく、最低限の個人情報（例えば、アドレス、eメールアドレス）のみ含まれていればよいことに留意されたい。以下に記述するように、プロセスは、255に進む。

【0017】

購入者が、配送エンティティによる配送を要求しない場合、プロセスは、240から255に直接移る。255において、（例えば、販売者のコンピュータ105を使用している）販売者から（例えば、中間者におけるコンピュータ110における）中間者にオプション的な注文情報が送られる。260において、中間者（あるいは、中間者のコンピュータ110における、または、エージェントのコンピュータにおける中間者のエージェント）から購入者（例えば、購入者のコンピュータ120）にオプション的な注文情報が送られる。

10

【0018】

本発明のさまざまな実施形態を先に記述したが、これらの実施形態は、例示の方法によって提示されているものであり、限定するものではないことを理解すべきである。本発明の精神および範囲から逸脱することなく、ここで、形態および詳細における変更がなされ得ることが関連技術の当業者に対して明らかになるだろう。実際、先の説明を読んだ後、代替実施形態または任意の実施形態を任意に組み合わせたものにおいて、本発明をどのように実現するかが当業者に対して明らかになるだろう。したがって、本発明は、先に記述した例示的な実施形態のうちの任意のものによって限定されるべきではない。

20

【0019】

さらに、図面および例示は、本発明の機能および長所を強調しているが、例示目的のみのために提示されていることを理解すべきである。本発明のアーキテクチャは、十分に柔軟性があり、かつ構成可能であるので、添付図面および例示に示した方法とは異なる方法で利用することができる。

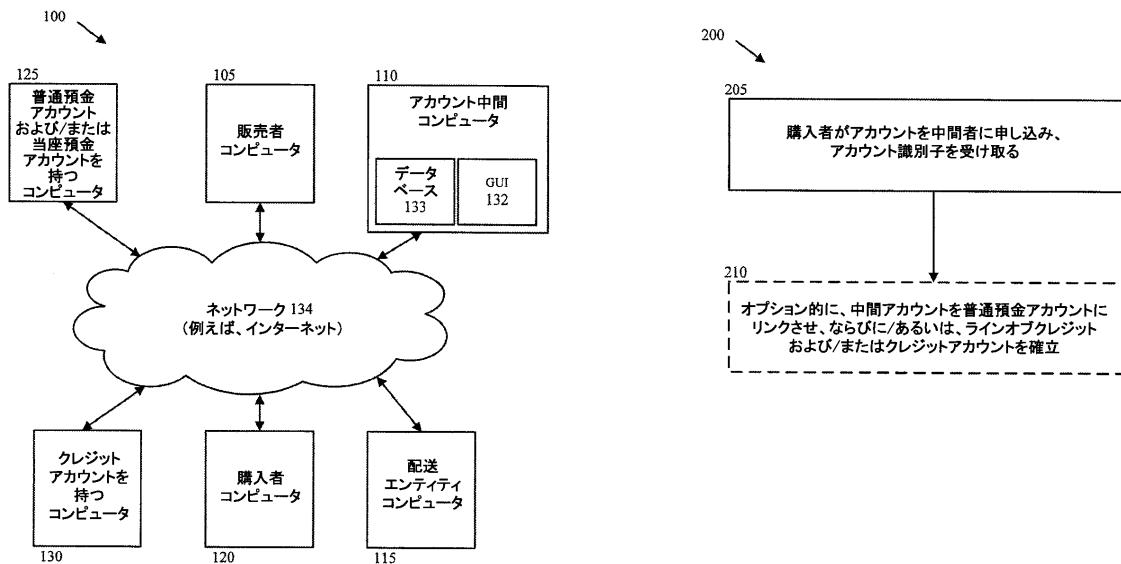
【0020】

さらに、本開示の要約書の目的は、特許あるいは法律用語または表現に精通していない一般者、ならびに、特に、科学者、エンジニア、および技術的熟練者、ならびに、米国特許商標庁が、本願の技術的開示の本質および特質を大まかな検証から迅速に判別することを可能にすることである。さらに、本開示の要約書は、いずれにしても、本発明の範囲として限定することを意図していない。最後に、「ミーンズフォー」または「ステップフォー」という表現の文言を含む請求項の要素のみが35U.S.C.112条第6パラグラフのもとで解釈されることが出願人の意図である。「ミーンズフォー」または「ステップフォー」というフレーズを明示的に含まない請求項の要素は、35U.S.C.112条第6パラグラフの条文のもとで解釈されるべきではない。

30

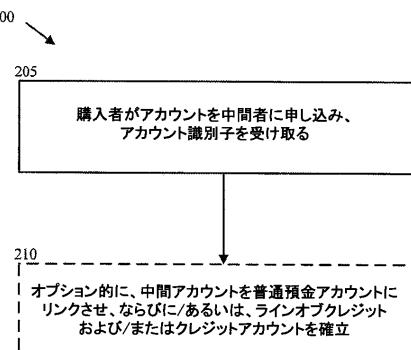
【図1】

図1

FIGURE 1

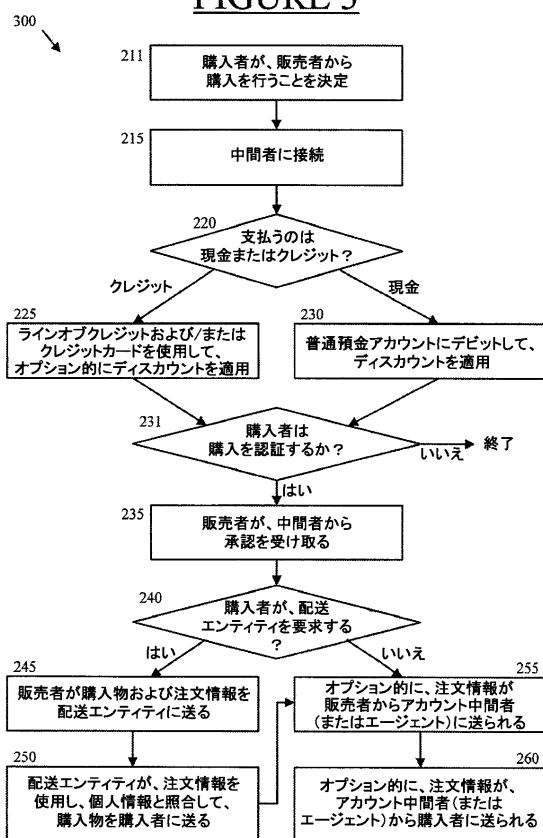
【図2】

図2

FIGURE 2

【図3】

図3

FIGURE 3

【図4】

図4

FIGURE 4

405	410
識別子	EPCカスタマ情報
名	EPC名エリヤス
M.I.	EPC M.I.
姓	EPC姓
アドレスの行1	EPCクリアリングハウスアドレスの行1
アドレスの行2	EPCコンピュータ生成ID
都市	EPCクリアリングハウスの都市
州	EPCクリアリングハウスの州
郵便番号	EPCクリアリングハウスの郵便番号
国	EPCクリアリングハウスの国
自宅の電話	EPC電話番号1
日中の電話	EPC電話番号2
Eメール	alias@epc.com
支払い方法	EPCエリヤス名前に対して発行されたEPCMasterCard

【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/US 08/65099
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER IPC(8) - G06Q 40/00 (2008.04) USPC - 705/35 According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) G06Q 40/00 (2008.04) 705/35		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched 705/\$; 705/1, 35, 39, 64, and 500 Unrestricted Key Word Searches		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) USPTO PubWEST, Google, WIPO, Wikipedia, PAIR Search Terms Used: incentive, reward, anonymous\$, purchas\$, etc		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 2002/0019781 A1 (Shooks et al) 14 February 2002 (14.02.2002) figure 1 and para [0003-0050].	1-34
A	US 2007/0022375 A1 (Walker) 25 January 2007 (25.01.2007) entire document.	1-34
A	US 2006/0259422 A1 (Sutton et al) 16 November 2006 (16.11.2006) entire document.	1-34
A	US 2005/0086160 A1 (Wong et al) 21 April 2005 (21.04.2005) entire document.	1-34
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/>		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed		"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family
Date of the actual completion of the international search 22 May 2008 (22.05.2008)		Date of mailing of the international search report 27 JUN 2008
Name and mailing address of the ISA/US Mail Stop PCT, Attn: ISA/US, Commissioner for Patents P.O. Box 1450, Alexandria, Virginia 22313-1450 Facsimile No. 571-273-3201		Authorized officer: Lee W. Young <small>PCT Helpdesk: 571-272-4300 PCT OSP: 571-272-7774</small>

フロントページの続き

(51) Int.Cl. F I テーマコード(参考)
G 0 6 F 17/60 3 3 2

(81) 指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LS,MW,MZ,NA,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,MD,RU,TJ,TM),EP(AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,MT,NL,NO,PL,PT,RO,SE,SI,SK,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AO,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,D0,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,HR,HU,ID,IL,IN,IS,JP,KE,KG,KM,KN,KP,KR,KZ,LA,LC,LK,LR,LS,LT,LU,LY,MA,MD,ME,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PG,PH,PL,PT,RO,RS,RU,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,SV,SY,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,US,UZ,VC,VN,ZA,ZM,ZW

(74) 代理人 100075672
弁理士 峰 隆司
(74) 代理人 100095441
弁理士 白根 俊郎
(74) 代理人 100084618
弁理士 村松 貞男
(74) 代理人 100103034
弁理士 野河 信久
(74) 代理人 100140176
弁理士 砂川 克
(74) 代理人 100100952
弁理士 風間 鉄也
(72) 発明者 ミルステイン、ホワード・ピー。
アメリカ合衆国、ニューヨーク州 10021、ニューヨーク、パーク・アベニュー 888
(72) 発明者 セルディン、デイビッド・エム。
アメリカ合衆国、フロリダ州 33715、ティエラ・ベルド、オーシャンビュー・ドライブ 1
571
(72) 発明者 グレガーソン、ダニエル・ピー。
アメリカ合衆国、カリフォルニア州 94960、サン・アンセルモ、サンダーズ・アベニュー
200